

倶知安町まちトーク実施要綱

令和 年 月 日
倶知安町要綱第 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、町民及び各種団体等のまちづくりに関する要望、提言等を町の行政運営に反映させるために、町長及び町職員が情報提供と説明を行い、町民及び各種団体等と直接意見交換をするための懇談会（以下「まちトーク」という。）を実施することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(まちトークの種類)

第2条 まちトークの種類は、次の各号に掲げるとおりとし、その定義は当該各号に定めるとおりとする。

- (1) くっちゃんまちトーク 全ての町民及び各種団体等を対象に町が主催で実施するもの
- (2) 出張まちトーク 原則として5人以上の参加者が見込まれる団体等（「以下「団体等」という。）の要請により実施するもの

(くっちゃんまちトークの開催)

第3条 くっちゃんまちトークは、町長が指定する会場で実施するものとする。

(出張まちトークの開催)

第4条 出張まちトークの開催を希望する団体等の代表者（以下「申込者」という。）は、原則として開催日の1月前までに出張まちトーク開催申込書（別記様式第1号）を町長に提出するものとする。

- 2 前項の規定による申込書の提出があったときは、内容、日時、開催場所等を担当課等と調整の上、実施の可否を決定し、速やかに申込みをした団体等に対し、出張まちトーク開催決定（却下）通知書（別記様式第2号）により通知するものとする。
- 3 町長は、出張まちトークの開催を決定する場合において、必要な条件を付することができる。

(実施の制限)

第5条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、出張まちトークの開催を取り消し、又は中止するものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を阻害するおそれのあるとき。
- (2) 政治、宗教又は営利を目的とした催し等を行うおそれのあるとき。
- (3) 出張まちトークの開催要件を満たさないとき。

(公表)

第6条 町長は、町広報紙、ホームページ等でまちトークの結果概要を公表するものとする。ただし、団体等が結果概要の公表を希望しない場合は、当該結果概要を公表しないことができる。

(庶務)

第7条 まちトークの庶務は、総合政策課広報広聴係において処理する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年10月1日から施行する。

(倶知安町まちづくり懇談会実施要綱の廃止)

2 倶知安町まちづくり懇談会実施要綱（平成23年倶知安町要綱第1号）は、廃止する。

別記様式第1号（第4条関係）

出張まちトーク開催申込書

年 月 日

倶知安町長 様

団体名

住所

代表者名

電話番号

E-mail

出張まちトークの開催を要請したいので、倶知安町まちトーク実施要綱第4条第1項の規定により次のとおり申し込みます。

記

1 希望開催日時

月 日（ ） 時 分から 時 分まで

※開催日は調整のうえ決定するため、希望日と異なる可能性があります

2 希望開催場所（会場使用について調整をした上で、記載をしてください）

会場名

所在地

3 参加予定人数 人

4 出張まちトークの内容（希望する対話や意見交換の内容を記載してください）

5 内容の公表（いずれかに○付けてください）

開催結果の概要を、町広報紙や町ホームページ等で公表することを

了承する ・ 了承しない

別記様式第2号（第4条関係）

出張まちトーク開催決定（却下）通知書

年 月 日

（申込者） 様

倶知安町長

年 月 日付けで申込みのありました出張まちトークの開催につきましては、次のとおり決定したので、倶知安町まちトーク実施要綱第4条第2項の規定により通知します。

記

1 決定する内容等

（1）出張まちトークの内容

（2）開催日時 月 日（ ） 時 分から

（3）開催場所

会場名

所在地

（4）担当課

（5）備考（開催条件など）

2 却下とする事由